

静岡県建設工事制限付き一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県が発注する建設工事（以下「工事」という。）の質の確保を図りつつ、入札・契約制度のより一層の透明性・競争性を高めるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札前審査型 制限付き一般競争入札に参加するための入札参加資格審査を入札前に行い、資格確認通知を受けた者による入札結果に基づき、落札決定する制限付き一般競争入札をいう。
- (2) 落札候補者 低入札価格調査対象工事にあつては、予定価格以下の最低価格入札者を、最低制限価格設定工事にあつては、予定価格以下で最低制限価格以上の者のうち、最低の価格で入札した者をいう。
- (3) 入札後審査型 制限付き一般競争入札に参加するための入札前の申請手続を簡略化し、申請時に確認した入札参加資格について、入札後に落札候補者から順に参加資格の根拠となる資料等の確認を行い、適格である者を落札者として決定する制限付き一般競争入札をいう。

(対象工事)

第3条 制限付き一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、原則、予定価格1,000万円以上の工事とする。

(入札執行伺)

第4条 対象工事の執行機関は、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号、以下「財務規則」という。）第33条の2の規定に基づき、入札執行伺の決裁を受けなければならない。

(入札に参加する者に必要な資格)

第5条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 自治令第167条の4の規定に該当しない者
 - (2) 対象工事に適合した静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者
 - (3) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けていないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (5) 適正な主任技術者を配置できる者
 - (6) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない者
- 2 必要に応じて、前項のほか次の各号に定める事項に係る入札参加資格について、定めることができるものとする。
- (1) 対象工事の工種が、土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の場合には、工事の種類ごとの予定価格に対応する等級に格付された者
 - (2) 対象工事の工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者
 - (3) 対象工事の工種に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値が一定以上の者
 - (4) 対象工事と同種の工事の施工実績がある者
 - (5) 対象工事が、大規模建造物又は特殊な作業条件下の工事で高度な施工技術を必要とするもの（以下「施工計画審査タイプ」という。）である場合には、施工計画が適正である者
 - (6) 対象工事に配置を予定する専任の主任技術者又は監理技術者等が適正である者
 - (7) その他必要と認める事項

(入札参加資格委員会)

第6条 次に掲げる事項を審査するため、対象工事を所管する部局、局及び執行機関に、入札参加資格委員会（以下「資格委員会」という。）を設けるものとする。

- (1) 入札参加資格に関する事項
- (2) 入札参加資格確認資料作成説明会（以下「資料作成説明会」という。）及び入札参加資格確認資料（以

下「資料」という。)のヒアリングの実施の必要性の有無

- (3) 入札参加資格の有無
 - (4) その他必要と認める事項
- 2 資格委員会は、建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領（昭和49年訓令乙第9号）に定める建設工事入札参加資格委員会がこれを兼ねるものとする。

（入札参加資格の設定）

- 第7条 対象工事の入札参加資格は、執行機関の長が設定（入札参加資格設定調書（様式第1号の1、様式第1号の2（特定建設工事共同企業体用）、様式第1号の3（入札後審査型用））し、執行機関の資格委員会で決定する。ただし、予定価格が1億円以上の案件については、対象工事を所管する本庁の課（以下「所管課」という。）長は、執行機関の長と協議の上設定し、部局又は部門（以下「部局等」という。）の資格委員会に提出するものとする。なお、別に定めがある場合は、この限りでない。
- 2 入札参加資格は、予定価格に応じ、部局等又は執行機関の資格委員会の議を経て、決定するものとする。

（入札の公告等）

- 第8条 入札の公告は、財務規則第34条の規定に基づき、入札公告例に準じて、ホームページ等への掲載の方法により行うものとする。

（入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出並びに受付）

- 第9条 制限付き一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者から、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出させるものとする。申請書及び資料を受け付ける期間は、公告の日の翌日から原則として10日間とする。入札後審査型の場合にあっては、申請書を受け付ける期間は公告の日の翌日から原則として6日間とする。また、開札後、資料により資格を確認するため、落札候補者が資料を提出する期間は、原則として、開札日の翌日から2日間（静岡県の休日を含めない。）とし、次順位者以降の者に資料を提出させる場合、提出する期間は通知の日から原則として2日間（休日条例第1条に規定する県の機関の休日を含めない。）とする。
- 申請書及び資料の提出は、電子入札システムによる場合は電送により提出させるものとするが、これにより難しい場合は、電子メール、持参等の方法によることができる。ただし、持参の場合は申請書及び資料を2部（正本、副本各1部）提出させるものとする。
- 2 申請書の様式は、次のとおりとする。
- (1) 入札前審査型の場合は申請書（様式第2号）とし、入札後審査型の場合は申請書（入札後審査型様式第2号）とする。
 - (2) 施工計画（施工計画審査タイプに限る。）（様式第3号）
 - (3) その他必要と認めるもの
- 3 申請書及び資料は、執行機関で受け付けるものとする。
- 4 提出された申請書及び資料（以下本項においては、「提出書類」という。）は、次のとおり取り扱うものとする。
- (1) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とする。
 - (2) 提出書類は、無断で他の用途に使用しない。
 - (3) 提出書類は、返却しない。
 - (4) 提出書類は、公表しない。

（紙入札方式参加申請書等の提出）

- 第10条 電子入札案件において入札参加希望者が、やむを得ない理由により書面での入札を希望する場合、紙入札方式参加申請書（静岡県公共事業電子入札運用基準様式4）を提出させ、執行機関の承認を得ることとする。

（資料作成説明会）

- 第11条 対象工事が施工計画審査タイプの場合には、部局等の資格委員会の議を経て、資料作成説明会を実施することができるものとする。

（資料のヒアリング）

- 第12条 対象工事が施工計画審査タイプの場合には、部局等の資格委員会の議を経て、資料のヒアリングを実施することができるものとする。

（入札参加資格の確認）

第13条 入札参加資格の確認は次のとおりとする。

(1) 入札前審査型

ア 執行機関の長は、受け付けた申請書及び資料に基づき、入札参加資格確認申請者一覧表（様式第4号）（以下「申請者一覧表」という。）を作成し、執行機関の資格委員会に提出するものとする。

ただし、特に必要と認められるものは、部局等の資格委員会に提出できるものとする。

イ 資格委員会は、提出された申請者一覧表に基づいて、入札参加資格の有無についての確認を行うものとする。

ウ 前項の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、執行機関の長は、原則として、申請書及び資料の提出期限日の翌日から7日以内（施工計画審査タイプの場合は14日以内）に、資格委員会の結果を入札参加資格確認通知書（様式第5号）により申請者へ通知するものとする。

(2) 入札後審査型

ア 申請書による参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、執行機関の長は、申請書提出期限日後速やかに、入札参加資格確認通知書（入札後審査型様式第5号）により申請者へ通知するものとする。

イ 入札後の資料の確認は、資料の提出日から資料の提出期限の日までの間に行うものとし、落札候補者のみ行う。落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、次順位者の入札参加資格を確認するものとする。

ウ 前項の確認は、提出された資料に基づき資格委員会等が行うものとする。

エ 入札後の資料の確認において、入札参加資格を満たしていないと認められた者については、入札参加資格不適合通知書（入札後審査型様式第7号）を送付するものとする。

（入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明）

第14条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第1号ウ、第2号ア又はエの通知の日の翌日から3日間（休日条例第1条に規定する県の機関の休日を含まない。）は、入札参加資格がない又は入札参加資格不適合とされたことと認められた理由について、電子入札システムにより電送する方法又は書面を持参することにより、執行機関の長に説明を求められることができるものとする。

なお、入札参加資格確認の有無に疑義が生じるおそれがない場合は、この期間にかかわらず開札を行うことも可能とする。

2 執行機関の長は、前項の理由を求められたときには、原則として、入札参加資格がないと認められた理由等についての説明を求められることができる最終日の翌日から5日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

3 説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条第1号イ又は第2号エの通知を取り消し、前項の回答と併せて、改めて資格のある旨の通知を行うものとする。

（設計図書等の配布等）

第15条 契約書案、契約約款、仕様書、設計書（「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」、「木造建築工事標準仕様書」及び「公共住宅建設工事共通仕様書」を適用する建築工事及び建築設備工事においては数量書）、図面、入札心得及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）は、入札情報サービス（以下「PPI」という。）により配布することを原則とするが、必要により公告で定める方法により有料で配布できる。なお、これにより難しい場合は、郵送等で配布するものとし、入札参加者が事前に接触しないよう配慮するものとする。

2 設計図書等に対する質問書を受け付ける期間は、PPI等により設計図書等を提供した翌日から起算して、原則として7日間（休日条例第1条に規定する県の機関の休日を含まない。）又は、第13条第1号ウ又は2号アの通知の日の翌日のいずれか遅い日までとし、その質問に対して、原則として、質問書を提出することができる最終日の翌日から5日以内に、回答書により回答するものとする。予定価格1億円未満の場合の質問を受け付ける期間は5日間とする。なお、質問書の提出は電子入札システムにより電送する方法又は持参によるものとする。

3 質問書は、執行機関で受け付けるものとする。

4 質問に対する回答書は、PPI等により縦覧に供するものとし、その縦覧期間は、原則として、回答書の回答期限日の翌日から3日（休日条例第1条に規定する県の機関の休日を含まない。）間とする。

（現場説明会）

第16条 執行機関の長は、必要があると認めるときには、現場説明会を行うことができるものとする。

2 現場説明会を行う日は、入札前審査型にあつては、申請書及び資料の提出期限日の翌日から第13条第1号ウの通知の日までの間に定めるものとする。なお、入札後審査型にあつては、別に定める日とする。

（入札保証金）

第17条 入札保証金は、免除するものとする。

(入札の執行)

第18条 執行機関の長は、入札の執行に先立ち、入札に参加しようとする者が、第13条第1号ウ又は同条第2号アに規定する入札参加資格があることを確認した旨の通知書及び当該工事の入札価格(工事費)内訳書を電子入札システムにより電送されていること又は持参を確認するものとする。

2 執行機関の長は、第1回目の入札に際し、別に定める基準に基づき入札参加者に入札価格(工事費)内訳書(様式第6号)の提出を求めるものとする。

(入札の無効)

第19条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札心得、現場説明書、公告及び現場説明会において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認の後、入札参加停止等措置を受けて落札決定時点において入札参加停止期間中である者等落札決定時点において入札参加資格のない者のした入札

(入札結果等の公開)

第20条 執行機関は、契約締結後速やかに、入札結果等を公開するものとする。入札が不調となった場合で、再度公告入札を行う場合は、その契約締結後、再度公告入札を行わない場合は、入札不調後、速やかに公開する。

(技術者等の配置)

第21条 執行機関の長は、落札者に対して、申請書に記載した配置予定技術者が、当該工事の現場に配置されるように措置するものとする。

(特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い)

第22条 特定建設工事共同企業体に発注する場合には、入札参加資格の確認に係る取扱いを入札参加資格の認定に係る取扱いと適宜読み替えて運用するものとする。

なお、執行機関は、入札参加資格を確認した特定建設工事共同企業体について、確認後速やかに、建設業課に連絡するものとする。

(現行規程の効力)

第23条 この要領に特別の定めがない限り、現行の諸規程が適用される。

(その他)

第24条 虚偽の申請等により入札を妨害した場合は、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止の措置を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成8年12月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。